

宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則(昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。)の規定に基づき、宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、自転車の利用を推進することで、市民の運動習慣を定着させるとともに、環境にやさしい移動手段の普及を図ることを目的とする。

(対象車種)

第3条 補助金の交付の対象となる電動アシスト自転車は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の3に規定する人の力を補うため原動機を用いる自転車の基準に該当するものであること。
- (2) 道路交通法施行規則第39条の3に規定する形式の認定を受けていること。
- (3) 市内の販売店から購入したものであること。

(補助対象者)

第4条 この補助金の補助対象者は、電動アシスト自転車を自ら使用する目的で購入しようとする者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住民登録がある者。ただし購入しようとする者が18歳未満の場合は、保護者の申請により補助金の交付を受けることができるものとする。
- (2) 市税を滞納していない者。
- (3) 本事業を活用して購入した車両に本市指定のステッカーを貼ること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、電動アシスト自転車を購入する前に、宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 購入予定の電動アシスト自転車の見積書の写し
- (2) 市税の滞納がないことを証明する書類(納税証明書)
- (3) 申請者の住所及び生年月日がわかる書類の写し(マイナンバーカードや運転免許証など)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、予算の範囲内において、宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、申請者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月15日のいずれかの早い日までに、宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 電動アシスト自転車購入時の領収書（宛名が申請者本人のもので、購入日、品名、販売店及び本体価格の記載されたもの）の写し
- (2) 品質保証書の写し（購入日、申請者氏名、販売店名及び車体番号が記載されているもの）

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金額確定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、交付決定額と確定額が同額の場合は、通知を省略することが出来る。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、前条の補助金確定後に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宿毛市電動アシスト自転車購入費補助金請求書（第5号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する請求書を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、申請者に補助金を交付するものとする。

(適正管理)

第12条 補助対象者は当該電動アシスト自転車を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

(処分の制限)

第13条 補助対象者は、電動アシスト自転車の購入日から起算して2年（法定耐用年数）を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、転売し、交換し、処分し、貸付又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれか該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前条の規定に違反して電動アシスト自転車を処分したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が支払われているときは、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第12条、第13条及び第15条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

年齢	補助率	補助上限	摘要
65歳未満	1/3以内	30,000円	① 消費税相当額については補助対象外とする。 ② 当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。
65歳以上	1/2以内	50,000円	③ 補助対象額は、防犯登録料やオプションパーツ代を含まない本体価格（税抜き）とする。ただし、チャイルドシートについては補助対象とする。 ④ 補助金の交付を受けることが出来る電動アシスト自転車は、1人1台とする。

別表第2（第7条関係）

- 1 暴力団(宿毛市暴力団排除条例(平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。)
第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を
いい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人
に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上
の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、
代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が
暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用して
いるとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、
金銭、物品その他財政上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積
極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与してい
ると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を
図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等
を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有して
いるとき。